

2020年  
3月11日号

## 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部改正について

執筆者: 忍田 卓也、大槻 由昭

### 1. 現状説明

2020年2月25日、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が閣議決定された(以下「本法案」という)。本法案は第201回通常国会に提出され審議中である。本稿では、本法案のうち、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(以下「JOGMEC法」または「機構法」という)の改正内容および(本法案が成立した場合)それによって生じる可能性のある実務への影響について検討することを目的としている。

### 2. 本法案の背景

自然災害の頻発、中東等の国際エネルギー情勢の緊迫化等による燃料確保をめぐる国際的な緊張の高まり、再生可能エネルギーの拡大等、近年における電気供給を巡る環境変化を踏まえ、災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再生エネルギーの導入拡大等のための措置を通じて、強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確保する必要性が高まっている。

こうした背景を受けて、本法案においては、電気事業法を一部改正することにより、災害時の連携強化、送配電網の強靱化、災害に強い分散型電力システムの導入等が図られる。また、同様に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を一部改正することにより、固定価格買取(FIT制度)に加え、市場連動型の導入支援として新たに市場価格に一定のプレミアムを上乗せする制度(FIP制度)の創設、再エネポテンシャルを生かす系統整備、再エネ発電設備の適切な廃棄を促すための制度が導入されることとなる。いずれも電力の調達と供給を十分に確保するために重要な改正事項であるが、以下では、本法案のうち、JOGMEC法(機構法)改正の動きにつき概要を説明する。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

### 3. JOGMEC 法(機構法)改正の概要

本法案に伴う JOGMEC 法の改正により追加された施策は、大きく分けて JOGMEC によるリスクマネー供給機能の見直しと、緊急時における燃料調達業務の新設が挙げられる。

#### (1) JOGMEC によるリスクマネー供給機能の強化

##### ➤ LNG プロジェクトへの支援強化

東日本大震災以降、化石燃料への依存度は増加しており、2030 年度の長期エネルギー供給見通し(エネルギーミックス)においても、化石燃料比率は依然として高く、中でも LNG(液化天然ガス)は、化石燃料の中で温室効果ガスの排出も少ないことから重要なエネルギー源として位置づけられている。そして、アジアを中心に世界の LNG 需要は拡大傾向にあるが、我が国の LNG 需要は減少傾向にあり、今後国際 LNG 市場における日本のシェアは低下していく見通しである。LNG の重要性にかんがみると、今後厚みのある国際 LNG 市場を構築するとともに、市場における我が国のプレゼンスを維持するためには、需要面および供給面双方における事業に対して支援を行うことが合理的であると考えられる。そこで、機構法の改正においては、LNG の生産から受入までバリューチェーン全体を視野にいれた多角的な政策展開を推し進めるため、海外における LNG 受入基地へのリスクマネー支援を強化した。

- ① **LNG の貯蔵・積替に係る出資および債務保証業務の追加**(第 11 条第 1 項第 1 号・第 3 号): 機構による出資および債務保証の業務範囲を定める機構法第 11 条第 1 項第 1 号および 3 号について、改正前における「(前略)海外における可燃性天然ガスの液化(中略)に必要な資金(中略)を供給するための出資を行うこと」(第 1 号)、および「可燃性天然ガスの液化(中略)に必要な資金に係る債務の保証を行うこと」(第 3 号)のいずれの条文においても、「可燃性天然ガスの液化」の箇所に、「及び貯蔵」という文言が追加された。これにより、海外における「**可燃性天然ガスの貯蔵**」に必要な資金に関する出資および債務保証が、新たに機構の業務範囲に追加されたことになる。
- ② **液化事業への単独権利取得業務の追加**(第 11 条第 1 項第 4 号): 機構による単独権利取得業務(機構以外の者による権利の取得が困難な場合に、当該者への譲渡を目的として行う、機構による権利取得業務のことをいう。以下同じ。)の範囲を定める機構法第 11 条第 1 項第 4 号について、改正前における「海外における石油等の探鉱及び採取をする権利(中略)の取得(中略)を行うこと」という条文に、「可燃性天然ガスの液化(中略)をする権利(中略)の取得(中略)を行うこと」という文言が追加された。これにより、「**可燃性天然ガスの液化**」事業に関する機構の単独権利取得業務が、新たに機構の業務範囲に追加されたことになる。

##### ➤ レアメタルプロジェクトへの支援強化

**金属鉱物の選鉱・精錬に係る出資および債務保証業務の追加**(第 11 条第 1 項第 1 号・第 3 号): レアメタルは、EV や IoT 等の先端産業において製品の高機能化を実現する上で重要な電池・モーター・半導体等の部品生産に必要な不可欠であり、安定供給確保が重要である。そのような中で、グローバル化によるビジネスモデルの転換や、スケールメリットの追求により、鉱山の操業リスクと精錬所の稼働とを切り離し、多様な鉱山から原料を受け入れる独立の精錬所が出現している。他方、レアメタルは、資源の偏在性が高く、我が国にとって地政学的リスクが高い地域に偏っているケースがある。また、鉱山開発や精錬事業では 5 年以上先の市場に供給するための投資判断を現在において求められるが、レアメタル市場のボラティリティの高さ、製品開発動向による需要の影響等により、将来需給の予測が難しく、民間の投資判断を遅らせる要因にもなりかねない。民間企業の投資意思決定タイミングと案件の進捗が合致しない場合には、我が国として資源獲得の機会を逸する可能性がある。そのため、機構による出資および債務保証の業務範囲を定める機構法第 11 条第 1 項第 1 号および第 3 号について、改正前の「海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の探鉱並びに採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業(中略)

に必要な資金(中略)を供給するための出資を行うこと(第1号)、および「海外における金属鉱物の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業に必要な資金(中略)に係る債務の保証を行うこと(第3号)のいずれの条文においても、「選鉱」と「製錬」の事業について、「金属鉱物の採掘に附属する」という要件が撤廃された。これにより、金属鉱物の採掘事業に附属しない(独立した)金属鉱物の選鉱・製錬の事業に必要な出資及び債務保証が、新たに機構の業務範囲に追加されたことになる。上記のような、鉱山の操業リスクと精錬所の稼働とを切り離し、多様な鉱山から原料を受け入れる独立の精錬事業を、機構の支援対象とする趣旨での改正である。

## (2) 緊急時における燃料調達

**JOGMEC による緊急時における発電用燃料の調達業務の新設:** 機構法第11条第2項に、新たに3号として「電気事業法(中略)第33条の3の規定による燃料の調達を行うこと」という新たな業務が新設された。同条は、エネルギー供給強靱化法において電気事業法に新たに追加された規定であり、同条の規定によれば、経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生じ、またはその虞がある場合に、石油や可燃性天然ガスを含む燃料の調達を、機構に対して要請できるとされており、本法案による機構法第11条第2項第3号の新設は、当該電気事業法の規定を受けたものである。

## 4. JOGMEC 法(機構法)改正による実務への影響等

上記のとおり、今般の機構法(JOGMEC 法)の改正により、可燃性天然ガスの液化事業のみならず、その貯蔵に必要な資金に関する出資および債務保証が、新たに機構の業務範囲に追加された。この点に関して、昨今の公表情報に基づく一定の考察を加える。

まず、JOGMEC 法の改正に関する経済産業省の補足資料<sup>1)</sup>によれば、「LNG 開発が本格化する北極圏からの安定的な LNG 供給に不可欠な中継・積替基地についても、リスクマネー支援を強化(出資・債務保証)」との記載がある。この点、日系企業による北極圏での LNG の開発プロジェクトはすでに始動しており、JOGMEC も、「Arctic LNG 2」プロジェクトへの出資・債務保証の採択を決定済みである<sup>2)</sup>。そして、かかる北極圏で開発された LNG は、アジア市場向けに砕氷船で北極海を東回りで航行した後、通常の LNG 船への積み替えを行うこと等が想定されている<sup>3)</sup>。

今次の機構法改正が上述の北極圏プロジェクトにどの程度影響を及ぼすかは、当該プロジェクトの進捗、関連当事者の意向等様々な不確定要素に服するものであるが、今次の機構法改正によれば、「LNG の貯蔵」事業に必要な資金に関しても、機構が出資または債務保証することが可能となったものであるから、上述のような北極圏プロジェクトに限らず、ガス田の開発、液化事業に加えて LNG の積み出しに必要な積み替え基地(の建設)に必要な資金について、機構の出資・債務保証採択基準を満たす条件であれば、機構がリスクマネーの供給機能を果たす余地があると考えられる。

また、上記経済産業省の補足資料によれば、「LNG 市場への日本の影響力を維持し、安定調達を確保するため、拡大するアジア需要を積極的に取り込み、厚みのある国際市場の形成を主導することが重要。そのため、バリューチェーン全体を視野に、LNG 受入基地へのリスクマネー支援を強化(出資・債務保証)」との記載がある。

<sup>1)</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200225001/20200225001-6.pdf>

<sup>2)</sup> [http://www.jogmec.go.jp/news/release/news\\_03\\_000039.html](http://www.jogmec.go.jp/news/release/news_03_000039.html)

<sup>3)</sup> <https://www.mol.co.jp/pr/2019/19071.html> など

この点、アジア各国においては、持続的な経済成長と地球温暖化対策の両立を図る観点から、LNG に注目が集まっている。例えば、ベトナムにおいては、2022 年中に、同国初の LNG の受入基地が稼働を開始する、との報道がある<sup>4</sup>。その他、近時では、フィリピン、マレーシア、ミャンマーなどでの LNG 受入基地の建設が取り沙汰されている<sup>5</sup>。従来は、日本企業が参画する LNG 産出国の液化事業は、その多くは日本向けが中心であったが、日本における LNG 需要の低下見通しとアジア等を中心とする LNG 需要の高まり、日本企業によるアジア等の第三国における LNG 貯蔵基地事業への展開等を踏まえると、例えば、今次の機構法改正により、アジア等の第三国において日本企業が参加している LNG 貯蔵基地事業に対し、機構の出資・債務保証採択基準を満たすのであれば、機構が出資または債務保証によるリスクマネー供給機能を果たす余地があるものとする。

## ※ 終わりに

本稿は、今般の JOGMEC 法(機構法)の改正とそれによって生じ得る実務への影響について定性的に分析をするに留まり、特定のプロジェクトについての法的意見を提供するものではありません。



おしだ たくや  
**忍田 卓也**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[t.oshida@jurists.co.jp](mailto:t.oshida@jurists.co.jp)

1992年慶應義塾大学法学部卒業、1995年弁護士登録。1999年カリフォルニア大学デービス校ロースクール(LL.M.)卒業、1999-2000年ヘインズ・アンド・ブーン法律事務所(テキサス州ヒューストン)勤務。2015年-独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構(非常勤)。近時の著書:「M&A法大全(下)」「全訂版」(商事法務、2019年1月)(共著)。



おおつき よしあき  
**大槻 由昭**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[y.otsuki@jurists.co.jp](mailto:y.otsuki@jurists.co.jp)

2004年 東京大学法学部卒業、同年 当事務所入所、2011年 南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2012年 ニューヨーク州弁護士登録。2015-2017年 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構出向、2012-2014年 日本製鉄株式会社 法務部出向、2012年 香港のウー・クワン・リー・アンド・ロー法律事務所勤務、2011-2012年 ロンドンのノートン・ローズ法律事務所勤務。近時の著書:「エネルギー法実務要説」(商事法務、2018年6月)、「M&A法大全(下)」「全訂版」(商事法務、2019年1月)、「エネルギー産業の法・政策・実務」(弘文堂、2019年3月)(いずれも共著)等。

<sup>4</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO50896620R11C19A0XR1000/>

<sup>5</sup> <https://www.tokyo-gas.co.jp/Press/20181205-01.html>、<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO26407240R00C18A2FFE000/>など

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124  
Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200  
E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>